

代表選挙規則

(2022年4月16日制定)

1. 代表への立候補は随時受け付ける。
2. 代表への立候補を希望する者はその旨を事務局に申し出、併せて立候補趣意書を提出する。
3. 立候補の申出があったときは、事務局はそれを直ちに代表に報告し、代表は議長に運営会議の開催を要請して、代表選挙の準備に入る。
4. 代表選挙の詳細等については運営会議で協議、決定する。
5. 代表選挙を実施する際には、必ず他の立候補者の募集も行い、それらを次に発行する会報に掲載して会員に周知する。
6. 代表選挙は原則、臨時総会を開催して行う。なお、臨時総会は立候補の申出があった日から6か月以内に開催する。
7. 新代表の任期は、臨時総会から原則2年とする。